

東京農工大学保健管理センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第 11 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 工学府及び農学府から選出された教授、准教授又は講師各 <u>4</u>人</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 11 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 工学府及び農学府から選出された教授、准教授又は講師各 <u>2</u>人</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>教員負担の軽減を図るため、工学府・農学府から選出される人数を変更する。</p>

附 則 (令和5年4月1日保規則第1号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。